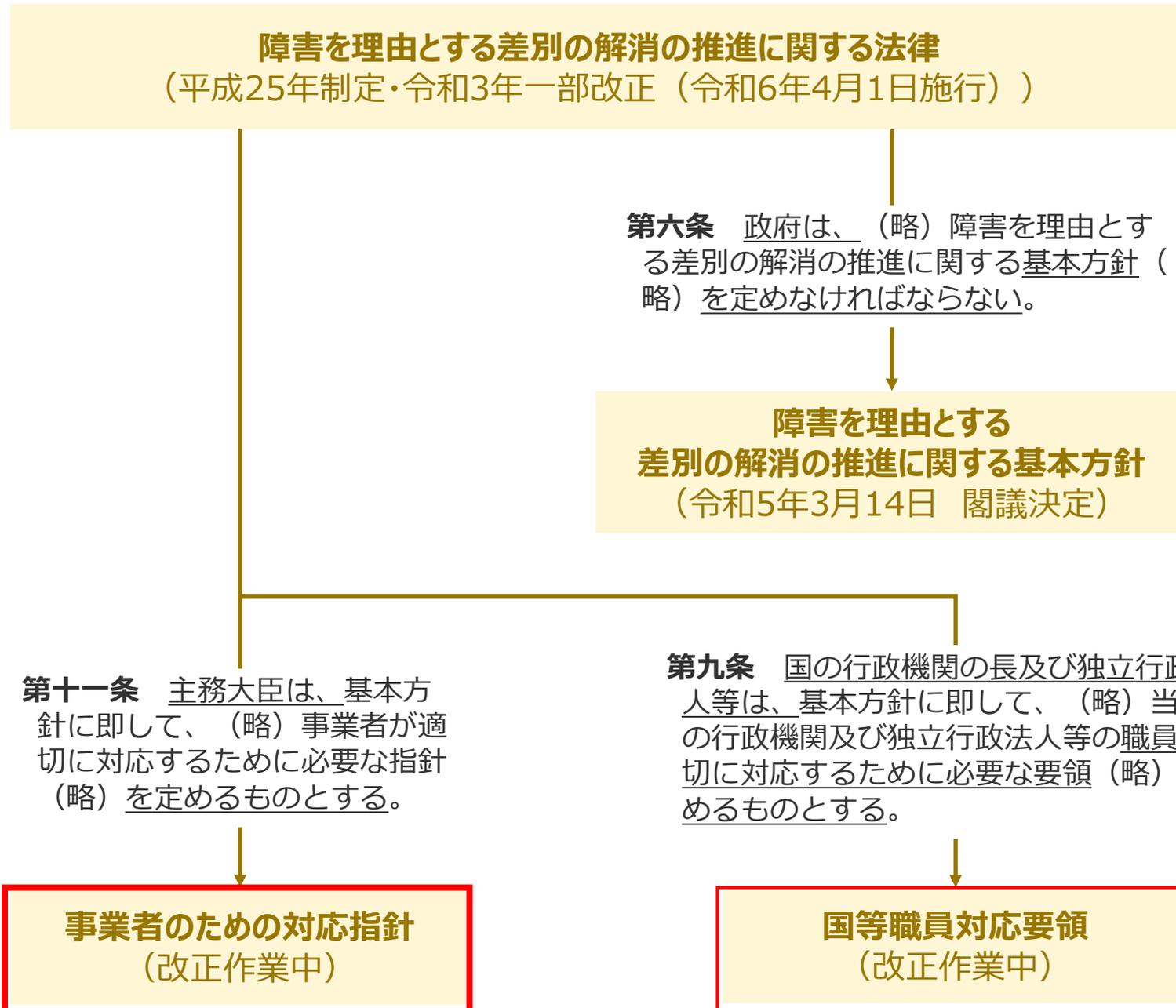


障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針等（法的位置づけ）



障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（概要）

- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、**文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示。**
- ◆ 作成・改正に当たっては、**予め、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じることとされている。

現行の対応指針（平成27年）	改定案のポイント
第1 趣旨 <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点 	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法 等を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮 	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境の整備との関係 等を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 相談対応の担当者をあらかじめ定める等の組織的な対応 等を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者の内部規則やマニュアル等の点検 等を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口 （別紙1）不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 <ol style="list-style-type: none"> 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例 	◆ 文部科学省内の 相談窓口を更新 ◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設 <ol style="list-style-type: none"> 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例
（別紙2）分野別の留意点 学校教育分野 <ol style="list-style-type: none"> 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆ 4として、 社会教育・生涯学習における合理的配慮に関する留意点や例 を新設

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（関連条文等）

（参考 1）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（国等職員対応要領）

第九条（略）

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（参考 2）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

2 対応指針

（1）対応指針の位置付け及び作成・変更手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成・変更にあたっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、対応指針を公表しなければならない。

対応指針は事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

また、対応指針は事業者に加え、障害者が相談を行う際や、国や地方公共団体における相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事案に係る所管府省庁の確認のため参照され得るものであることから、対応指針においては、各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を分かりやすく示すことが求められる。

（2）対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 事業者における相談体制の整備
- 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備
- 国の行政機関（主務大臣）における所掌する分野ごとの相談窓口